

令和8年度第3回 金沢市企業局経営審議会

日時 令和8年10月27日（火）15時00分～
場所 金沢市企業局 5階 講堂

1. 開会

2. 議事

- (1) 第2回審議会における主なご意見等
- (2) 料金体系に関わる環境の変化
- (3) 料金体系案
- (4) 答申書素案
- (5) 今年度の審議会スケジュール

3. 閉会

(50音順 敬称略)

氏 名	所 属 等
池 本 良 子	金沢大学 名誉教授
◎ 石 井 晴 夫	東洋大学 名誉教授
黒 氏 宇 吉	公募委員
甚 田 和 幸	金沢市町会連合会 副会長
鶴 山 庄 市	金沢経済同友会 副代表幹事
出 村 莉 瑚	金沢まちづくり学生会議
豊 島 祐 樹	公募委員
橋 本 昌 子	金沢商工会議所 女性会 会長
前 千代子	金沢市校下婦人会連絡協議会 副会長
米 田 満	公認会計士

◎ 会長



議事（１）

第２回審議会における主なご意見等

主なご意見等（欠席委員のご意見を含む）

1. 投資計画への意見

- ・老朽化対策や耐震化対策は当然必要。被害が発生してからでは遅く、さらに莫大な費用がかかると思われる。
- ・生活者の立場からは料金値上げしないことが望ましいが、将来的に水道インフラが機能しなくなることが最大の懸念。万が一の災害に備えて十分な体制を整え、災害に強い企業局であってほしい。

2. 平均改定率26.38%（資産維持率1%）への意見

- ・全国の料金改定状況を踏まえると、案1が受け入れられやすいのではないかと。
- ・急激な値上げを避けるため案1が望ましいが、資産維持率は徐々に改善していく必要がある。
- ・市民負担抑制の観点から案1を採用し、将来、経営状況を踏まえ再度検討すべき。

3. 平均改定率37.26%（資産維持率2%）への意見

- ・安全安心な水の提供には健全経営が望ましく、こうした観点から案2でも良いのではないかと。
- ・資産維持率3%が標準かもしれないが、改定率が高く現実的には難しいため案2が良い。
- ・今回の料金改定後しばらくして値上げが必要になるのであれば、案2まで引き上げるべき。

4. その他（料金改定を実施する際の周知）

- ・現状、世界に誇れる水質、水量、水圧を維持しつつ低価格の水道水を供給している点と、今後も安全安心な水道水の供給を維持していくために料金値上げが必要であるということを、市民へアピールしていくことが必要。
- ・料金値上げを行う場合には、値上げ分を水道管の更新や災害対策など、どのように活用するのかを、市民に分かりやすく説明することが不可欠。
- ・市民の理解が必要となるので、これまで安価で水道を提供してきたが、引き上げの必要性を丁寧に説明する必要がある。
- ・市民感情としては、これまでデフレ下で値上げしてこなかった経緯があり、今回の26%、37%、48%という料金値上げは数字的にみると大きいと思う。市民へ丁寧に説明していくことが課題。
- ・改定理由の説明においては、専門的すぎると市民には理解されにくいので、わかりやすい説明としてほしい。
- ・料金改定率は案①から案③まで示されており妥当性はわからないが、市民へ十分に説明することが重要。

✓ 第2回審議会では、投資計画を総括原価に反映のうえ、資産維持率を1%とした案①及び2%とした案②を選定し、料金体系と併せて引き続き検討を行うこととなった。

確認事項

投資計画 : 419.4億円 (令和9～13年度)
料金算定期間 : 4年間 (令和9～12年度)
料金算定期間 = 水道料金を検討する際に、将来の収入や費用を見積もる期間

継続審議事項

検討事項	案①	案②
資産維持率 資産維持費＝償却資産×資産維持率 資産維持費：水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額	1% 資産維持費＝年8億円	2% 資産維持費＝年16億円
総括原価 総括原価＝算定期間に必要となる費用 料金算定期間内の料金収入は総括原価と等しくなるように算定する	375億円	407億円
平均改定率	26.38%	37.26%

水道料金の算定プロセス

8

- ✓ 水道料金の総括原価は、水道料金算定要領（日本水道協会発行）に基づき算定する。
- ✓ 今回（第3回）の審議会では、案①、案②に基に、料金表までご審議いただく。

プロセス

検討内容

審議会

①財政計画の策定

- ・ 料金算定期間
- ・ 需給計画等の決定
- ・ 財政計画

②料金水準(総括原価)の算定

- ・ 総括原価計算
- ・ 資産維持費
- ・ 平均改定率

③料金体系(個別原価)の算定

- ・ 料金体系
- ・ 総括原価の分解
- ・ 総括原価の配賦

④料金表の確定

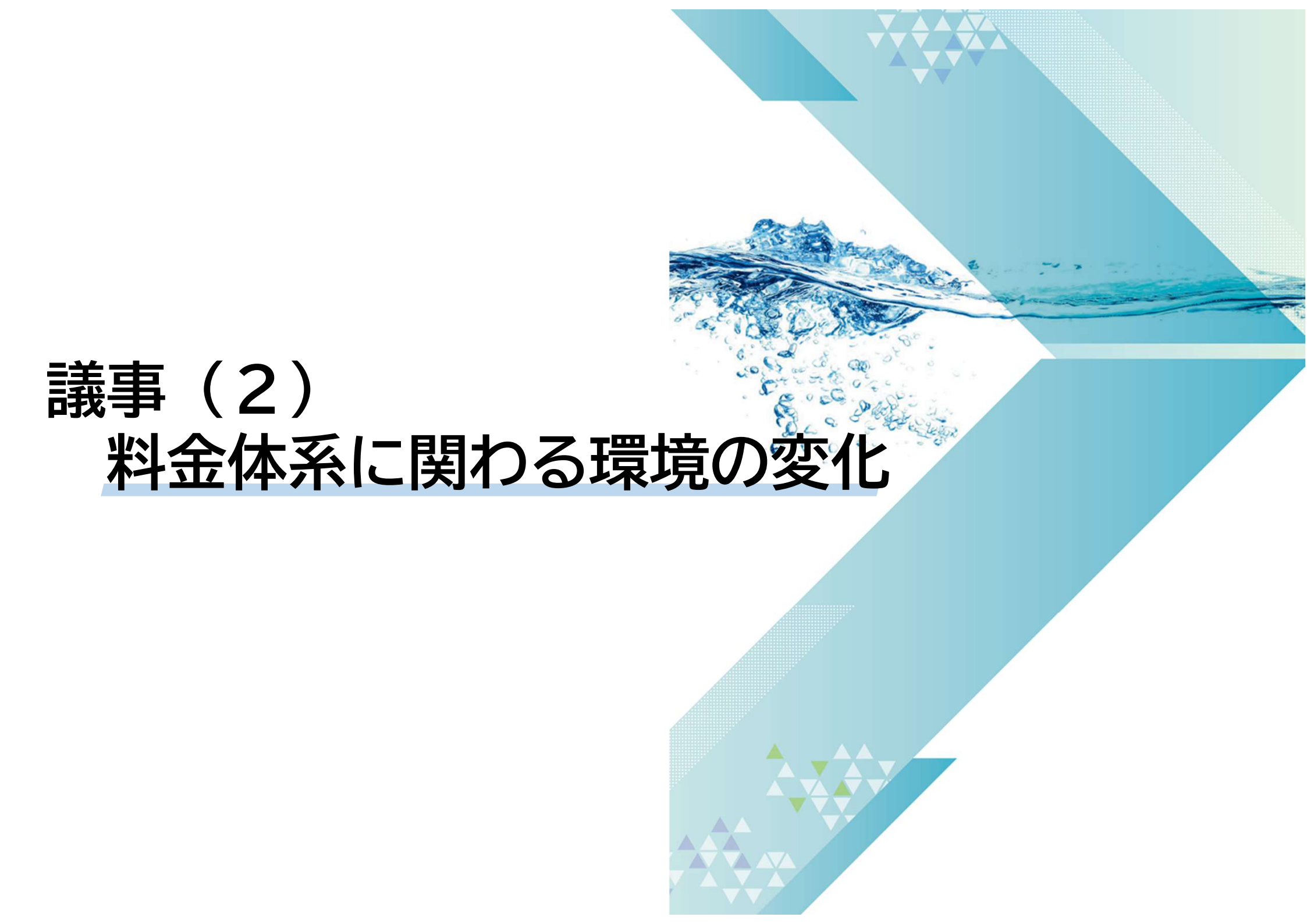
- ・ 料金表

第2回

審議済

第3回

今回

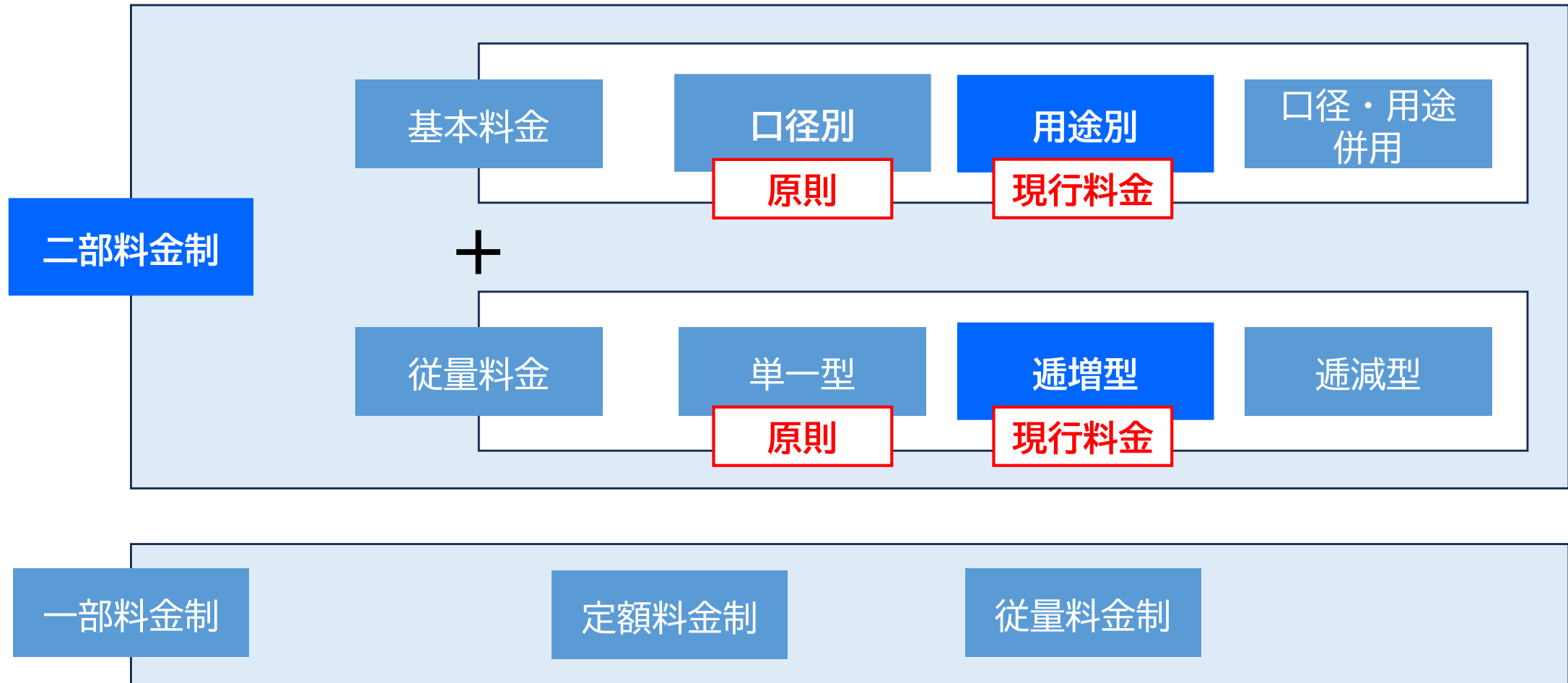


議事（２） 料金体系に関わる環境の変化

水道料金の体系（種類）

10

- ✓ 二部料金制：定額の「基本料金」と使用水量に応じた「従量料金」を合算する方式
- ✓ 用途別：使用用途（家庭用、業務用など）によって料金を設定
- ✓ 口径別：水道メーターの口径によって料金を設定【水道料金算定要領の原則】
- ✓ 逦増型：使用水量の増加に合わせ従量料金単価を引き上げる方式



本市の現行料金体系

11

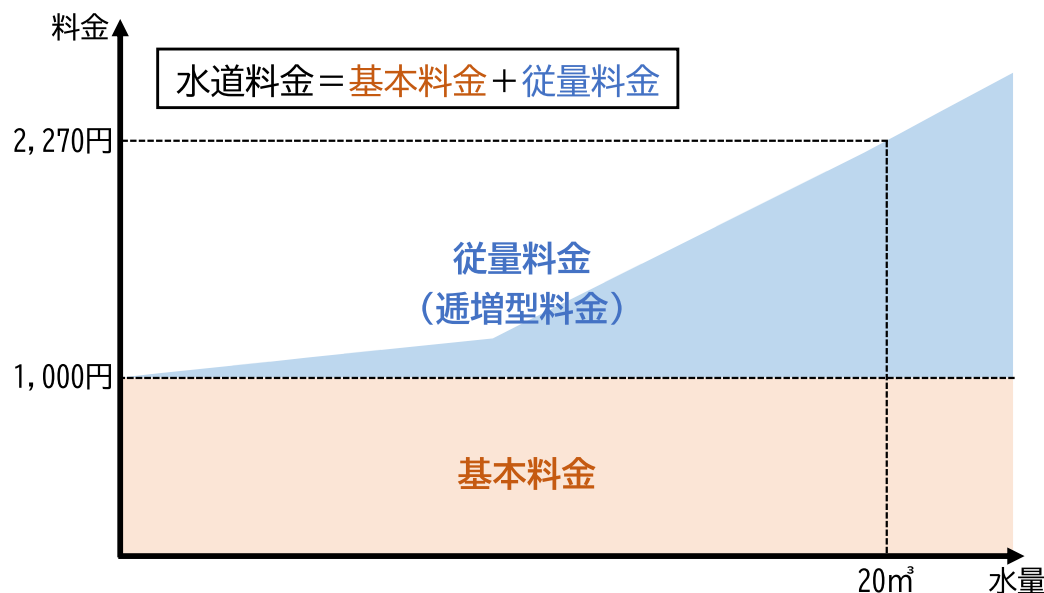
- ✓ 料金体系 用途別料金体系（料金単価を家庭用は低く・業務用は高く設定する体系）
- ✓ 採用理由 一般家庭における生活用水の低廉化を図るため
- ✓ 用途種類 家庭用・業務用・公衆浴場用・特殊用・船舶用・消火演習用

現行料金表

（金額単位 円）

	基本料金	区画	従量単価
家庭用	1,000	0～10m ³	22
		11～20m ³	105
		21～30m ³	113
		31～50m ³	140
		51～100m ³	165
		101～200m ³	185
		201m ³ ～	210
業務用	1,400	0～10m ³	22
		11～30m ³	182
		31～50m ³	208
		51～100m ³	234
		101～200m ³	259
		201～300m ³	284
		301m ³ ～	309
公衆浴場用	100m ³ まで 1,918	101m ³ ～	33
船舶用	—	1m ³ ～	220
特殊用	30m ³ まで 10,800	31m ³ ～	510
消火演習用	消火栓口1個につき放水10分ごと		880

水道料金のイメージ（家庭用の例）



計算例（家庭用）

1月あたり20m³使用の場合

基本料金 : 1,000円・・・①

従量料金

0m³～10m³ : 22円 × 10m³ = 220円

11m³～20m³ : 105円 × 10m³ = 1,050円

⇒ 220円 + 1,050円 = 1,270円・・・②

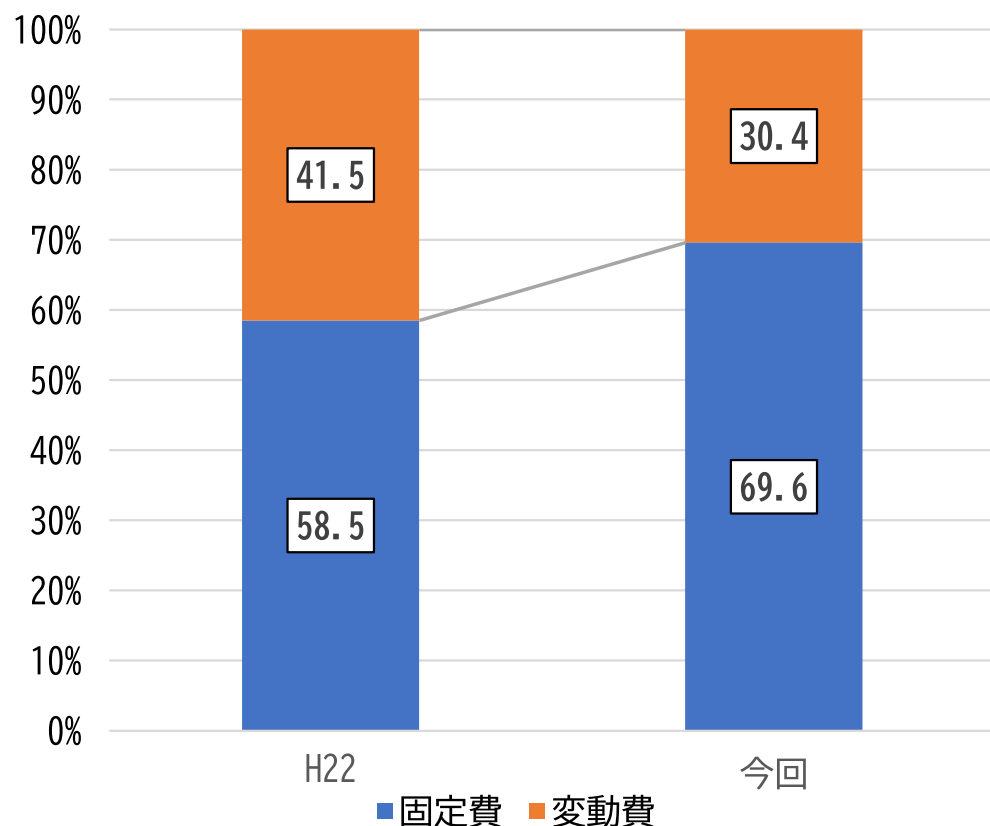
1,000円(①) + 1,270円(②) = 2,270円

原価構成の変化

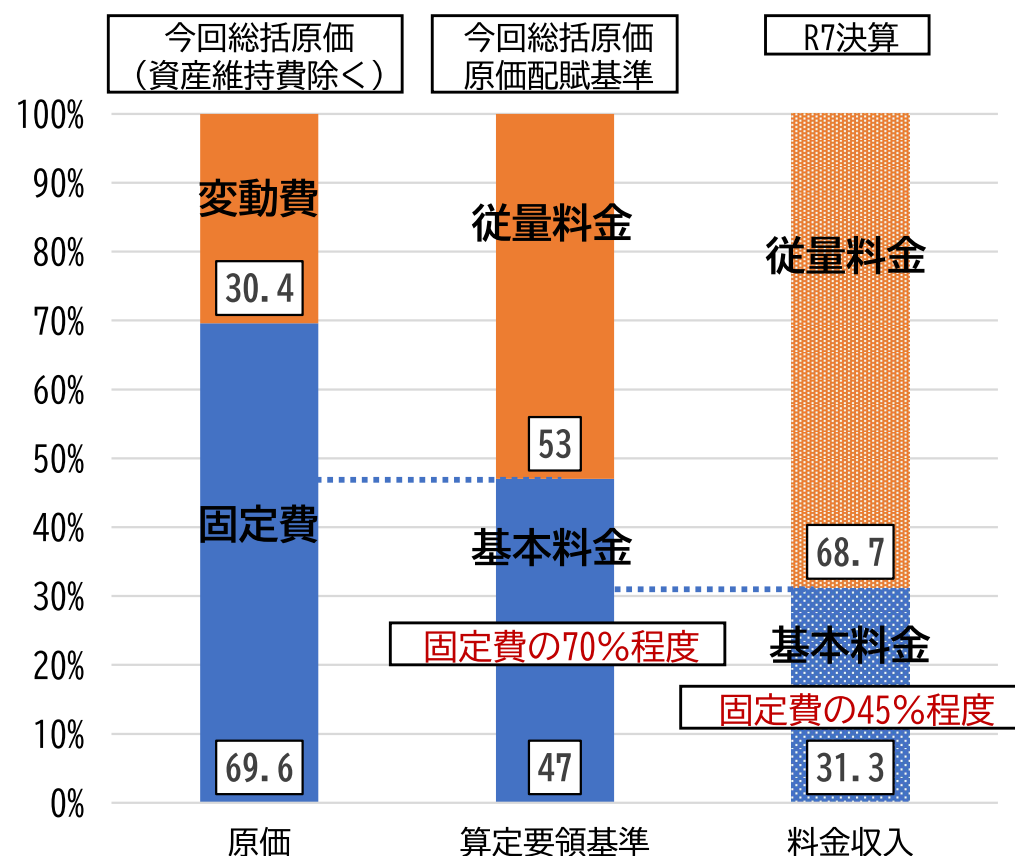
12

- ✓ 耐震化対策を積極的に進めてきたことに伴い減価償却費等の固定費が増加し、前回改定（平成22年度）時と比べ、総括原価における固定費の割合が大きくなっている。
- ✓ 水道料金算定要領によると、基本料金で資産維持費を除く固定費の70%程度を回収する必要があるが、現行料金は基本料金の割合が小さいため、令和7年度決算では、基本料金による固定費の回収割合は45%程度にとどまっている。【固定費の増】

総括原価における固定費の割合
(資産維持費除く)

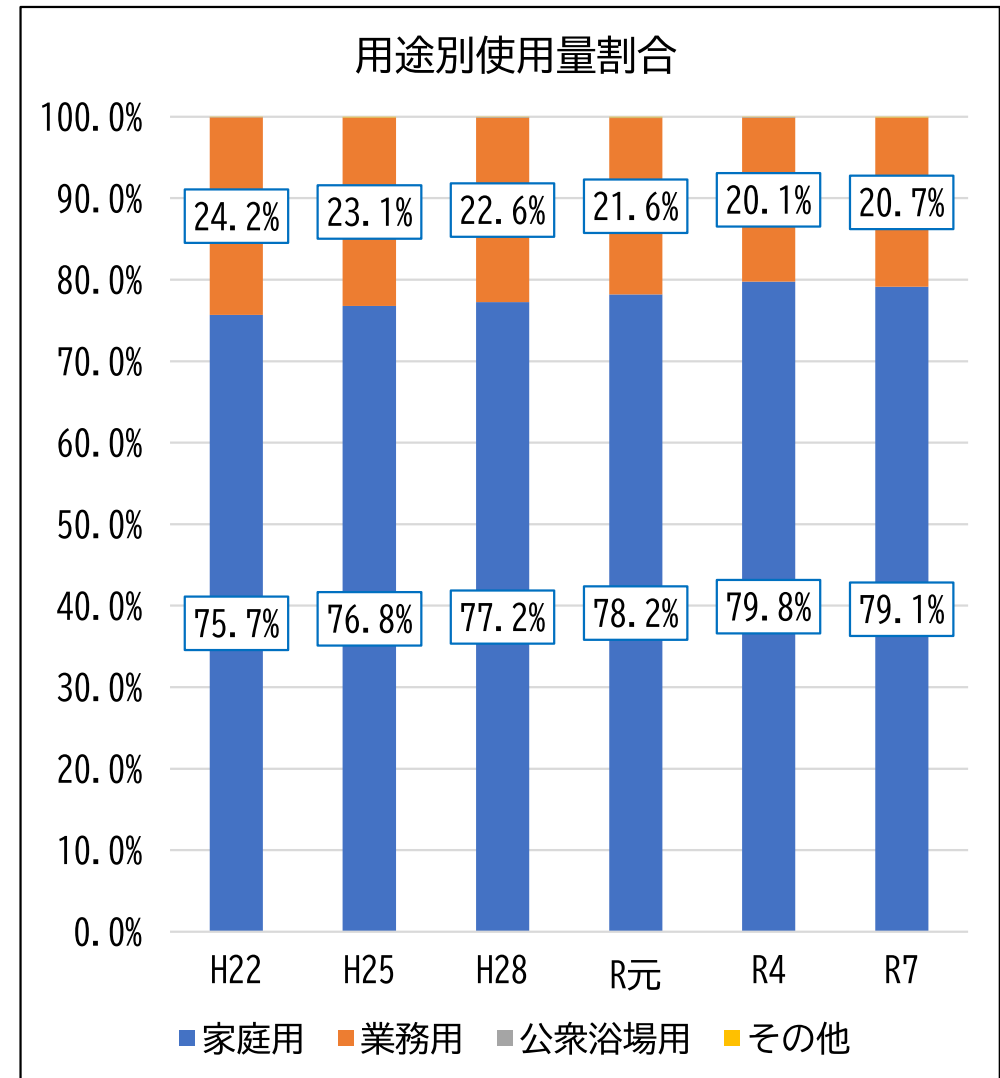
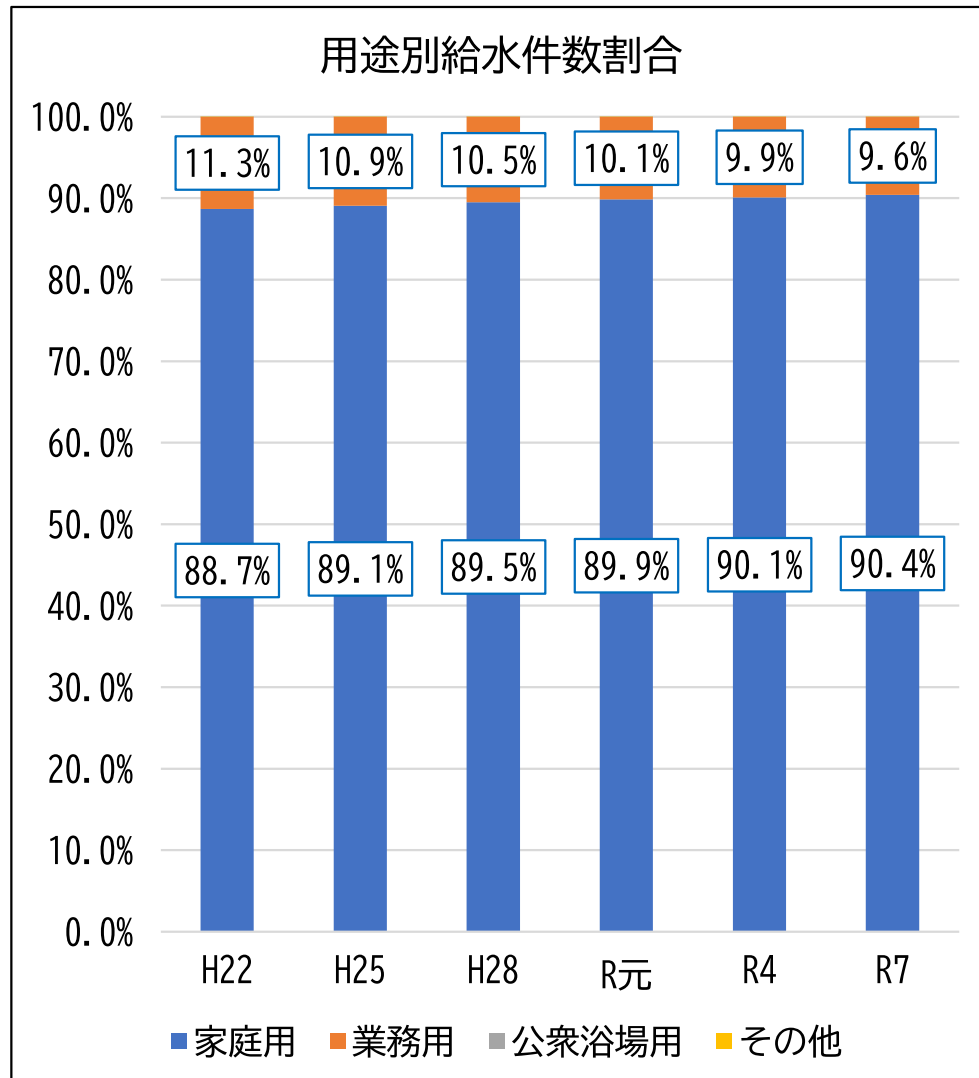


原価と料金のバランス



需要構造の変化（用途別の給水件数・使用量）

- ✓ 用途別の給水件数と使用量の割合について、平成22年度以降の推移をみる。
- ✓ 給水件数と使用量いずれも家庭用の割合が増加し、件数では 88.7%→90.4%（+1.7ポイント）、使用量では 75.7%→79.1%（+3.4ポイント）となっている。【家庭用割合の増】

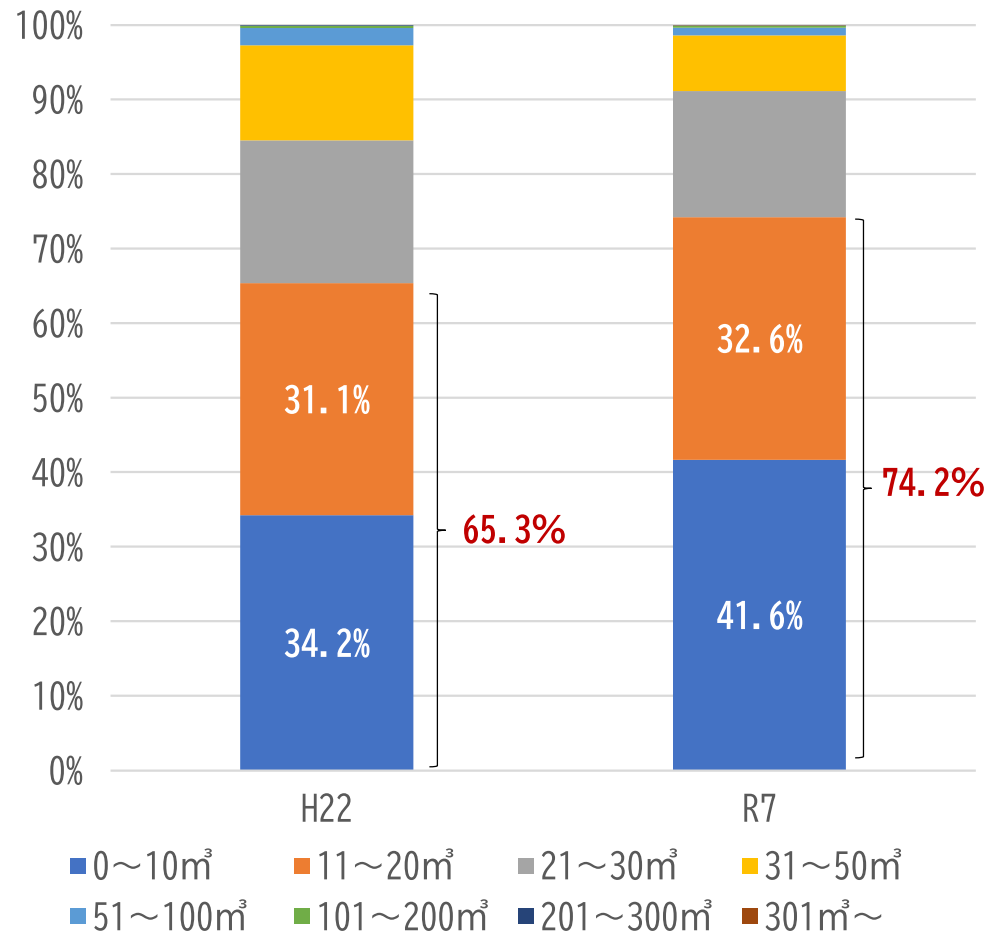


需要構造の変化（家庭用の1月当たり使用量）

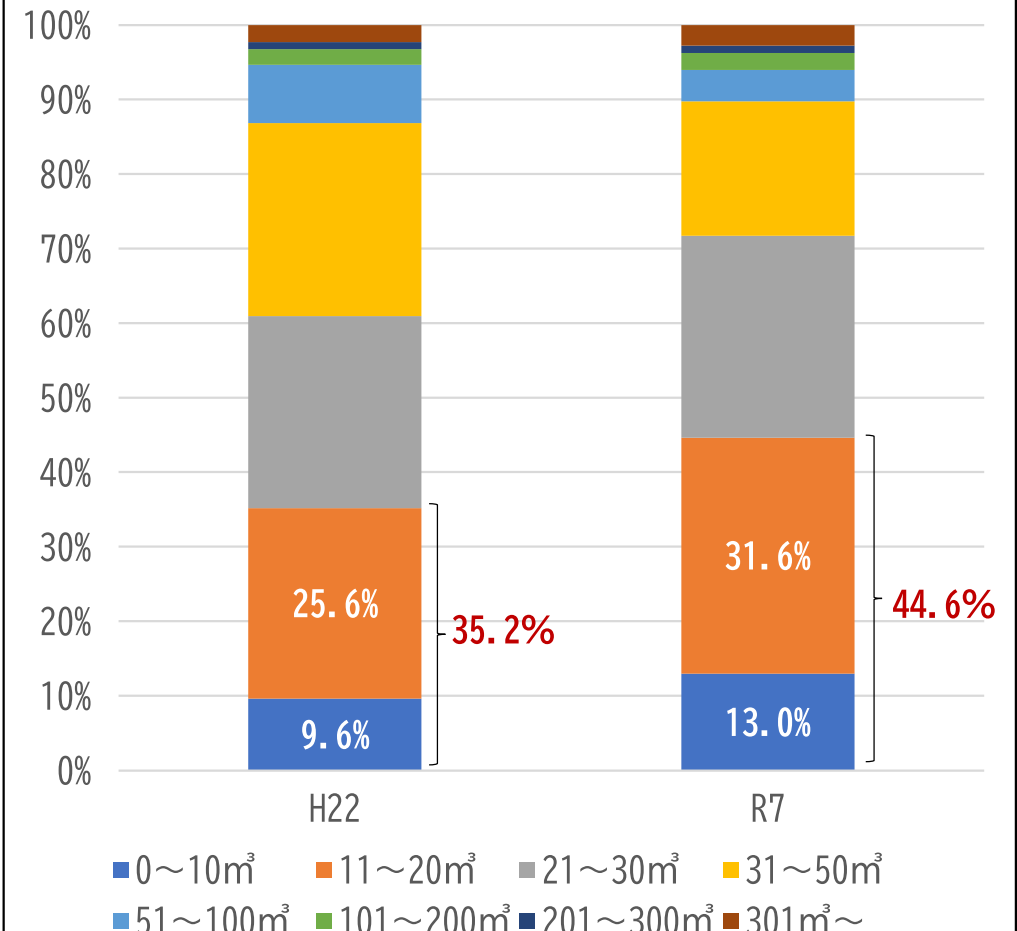
14

- ✓ 家庭用料金表の区画（1月当たり使用量）に従って、区画別の件数と使用量について、前回改定の平成22年度と令和7年度を比較する。
- ✓ 1月当たり20m³以下の区画が増加しており、件数は 65.3%→74.2%（+8.9ポイント）、使用量は 35.2%→44.6%（+9.4ポイント）となっている。【少量使用者の増】

家庭用区画別給水件数割合



家庭用区画別使用量割合

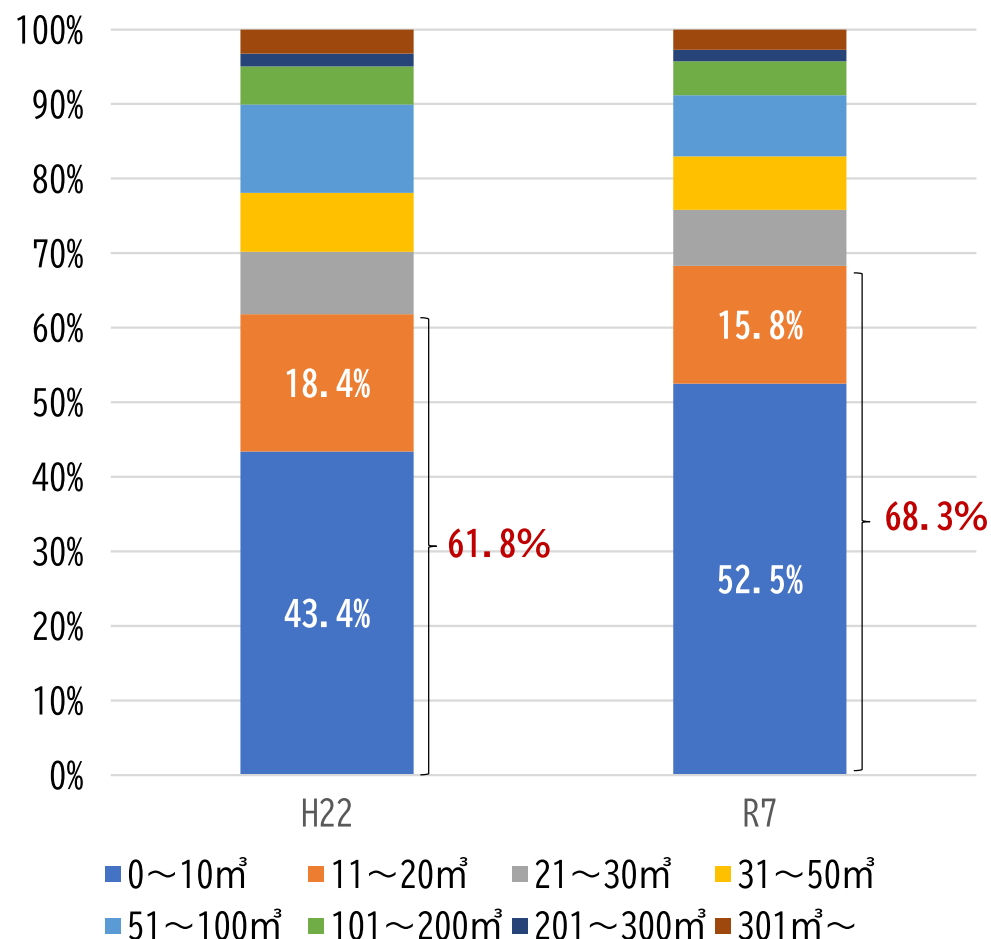


需要構造の変化（業務用の1月当たり使用量）

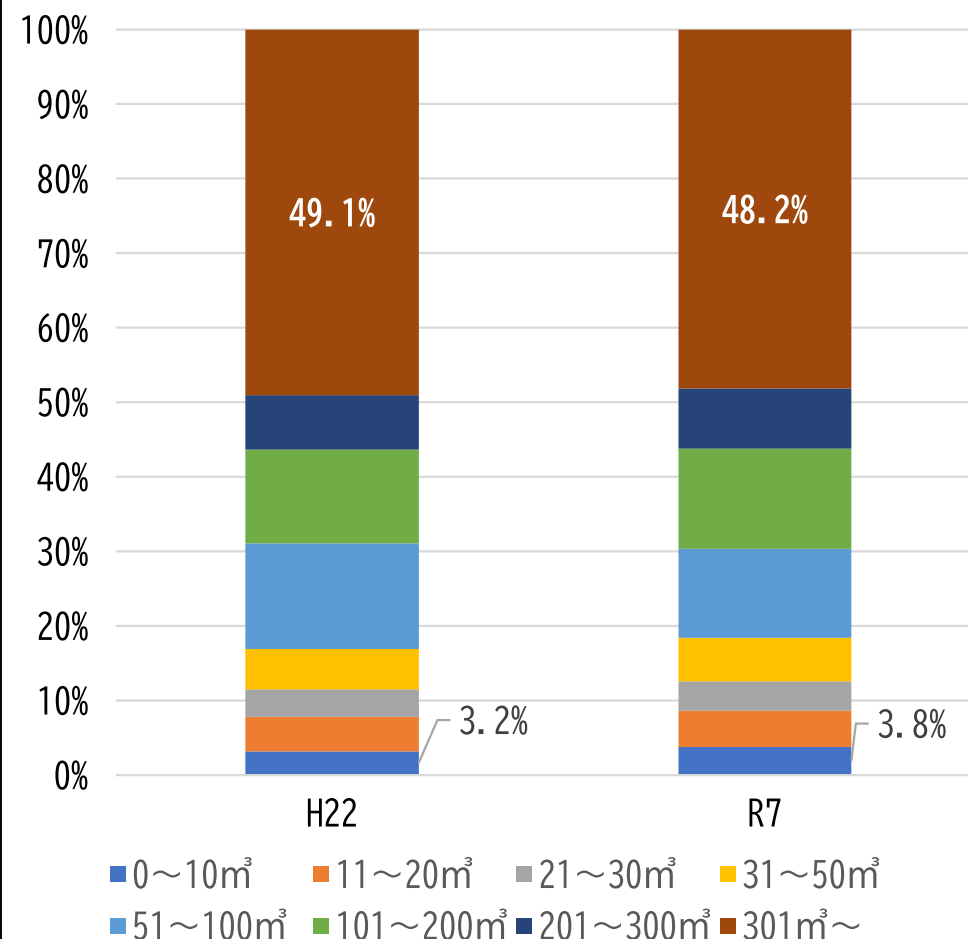
15

- ✓ 家庭用と同様の区画（1月当たり使用量）に従って、区画別の件数と使用量について、前回改定の平成22年度と令和7年度を比較する。
 - ✓ 件数は、0～10m³の区画で43.4%→52.5%（+9.1ポイント）増加しているが、当該区画の使用量に占める割合は極めて少ない。
- 【少量使用者の増】

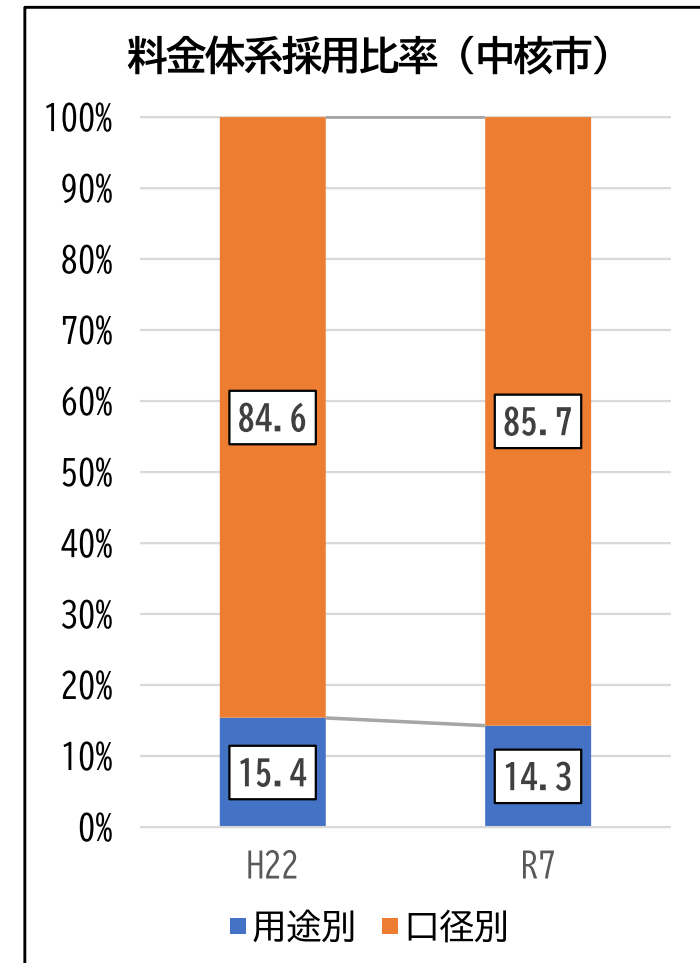
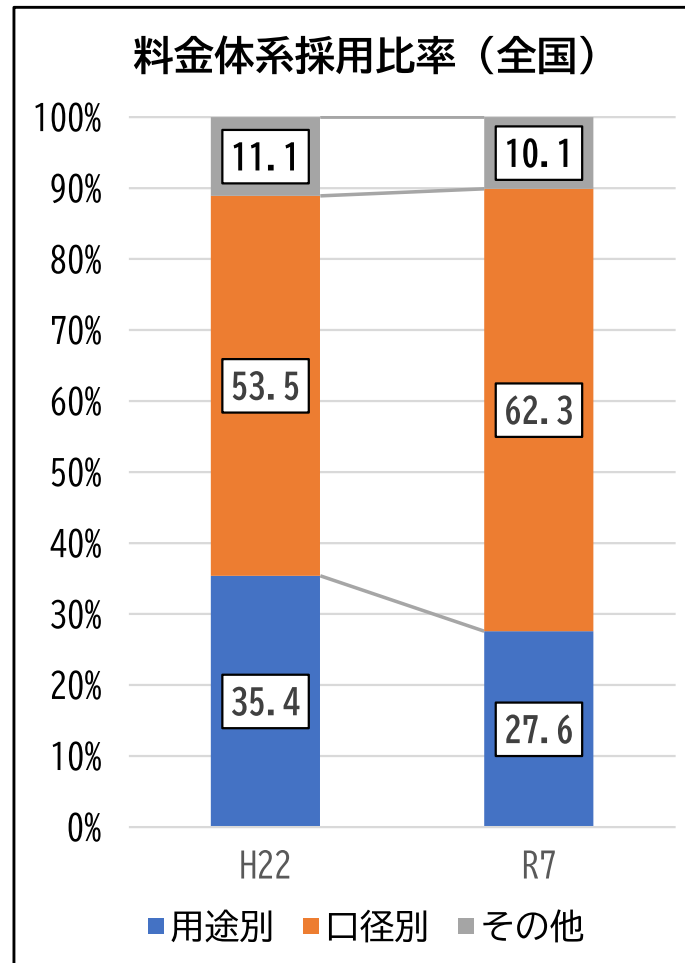
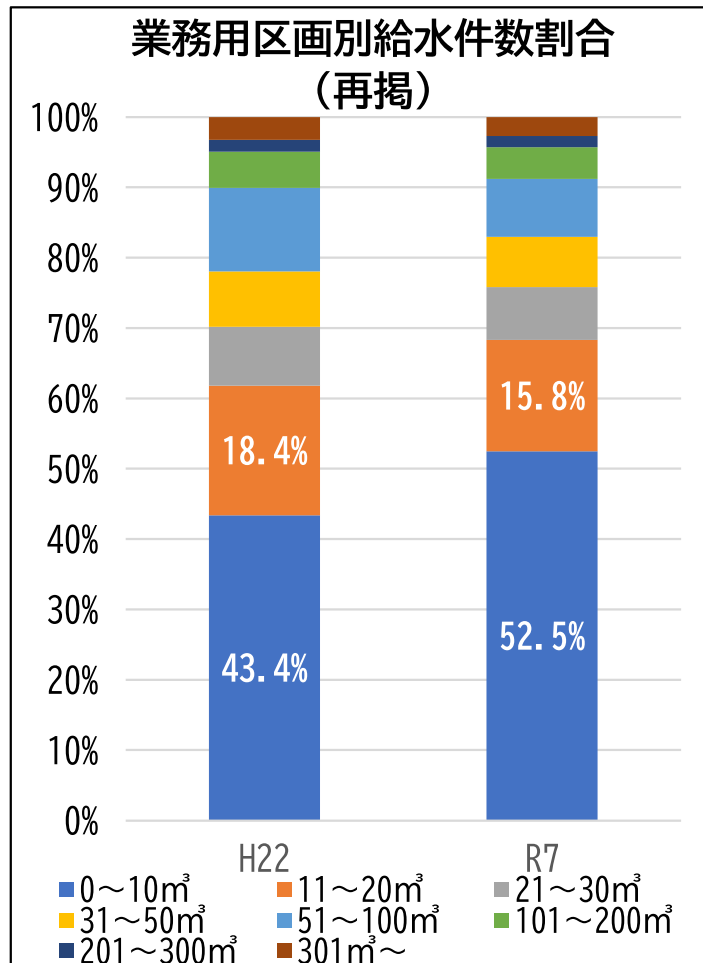
業務用区画別給水件数割合



業務用区画別使用量割合



- ✓ ビジネスモデルの多様化や生活様式の変化により、家庭用と業務用を区分することが難しくなっている（例：在宅ワーカー、マンション一室の店舗利用など）ほか、業務用使用者ごとの使用量に大きな較差がある。
【用途判定の困難化】
- ✓ 全国的に用途別から口径別への移行が進んでおり、中核市においては、**口径別を採用している自治体が86%**に上っている。
【口径別料金体系が主流】



前回料金改定時（H22）以降の状況変化	課題
【原価構成の変化】 耐震化や老朽化対策強化に伴う固定費の増加 （減価償却費・支払利息・資産維持費） 総括原価に占める固定費の割合 H22：59%→今回：70%	経営の安定性を高めるためには、基本料金による固定費の回収率を高める必要がある。
【需要構造の変化】 - 少量使用者の増加 - 月20m³以下の給水件数 家庭用 H22：65%→今回：74% 業務用 H22：62%→今回：68% - うち月10m³以下 家庭用 H22：34%→今回：42% 業務用 H22：43%→今回：53% - 使用量に占める家庭用割合の増加 給水量に占める家庭用の割合 H22：76%→今回：79%	
【受益者負担の適正化】 - ビジネスモデルの多様化による用途判定の困難化 - 全国では用途別よりも口径別料金体系の採用事例が多い 口径別 H22：54%→今回：62% - 中核市では口径別料金体系が主流 末端水道事業経営56市中48市（86%）	用途判定の困難化により用途別料金体系は限界を迎えている。 - 水道料金算定要領では、口径別料金体系が原則とされており、用途別料金体系は、漸進的に解消すると明記されている。

議事（3） 料金体系案



- ✓ 口径別料金体系は、家庭や事業所等に設置している水道メーターの口径の大小に応じて基本料金の区分を設ける体系であり、給水能力の維持にかかる費用を、水道メーターの口径という明確な基準によって公平に分担・確保できる仕組みである。

口径別料金体系のしくみ

水道メーター口径の大きさに基本料金が変わる

口径が小さい
＝基本料金が安い

一戸建て・小規模事業所など
(小口径)

店舗・中規模事業所など
(中口径)

口径が大きいほど多くの水が使える
＝基本料金が高い

マンションなど
(大口径)

水道メーター口径



小

メーター口径

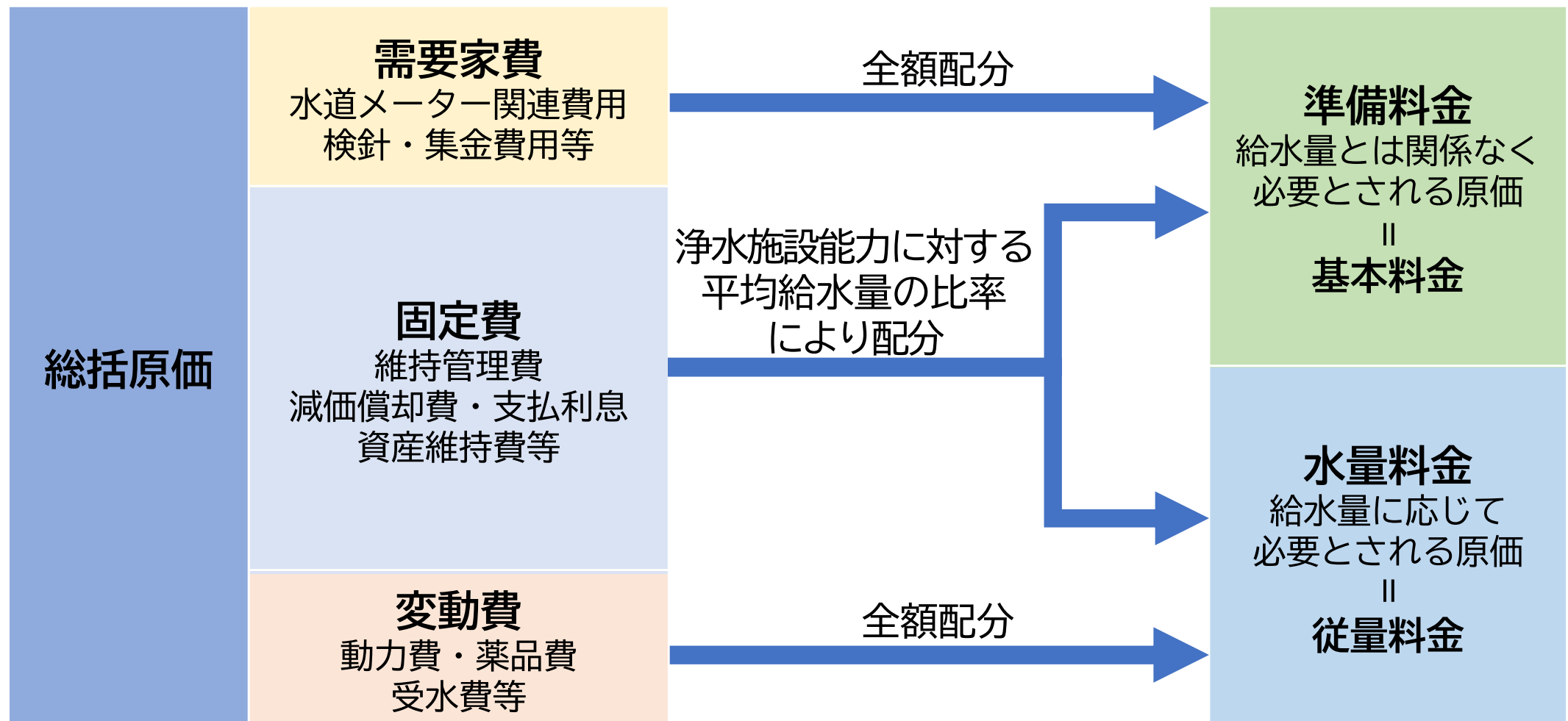
大

配水管

総括原価の基本料金・従量料金への配分方法（Step1）

20

- ✓ 水道料金算定要領に基づいた総括原価の基本料金・従量料金への配分方法は次のとおり。
- ✓ 需要家費は、全額を準備料金（基本料金に相当）に配分する。
- ✓ 固定費は、浄水施設能力に対する平均給水量の比率を用い、平均を超える分を準備料金へ、平均以下の分を水量料金（従量料金に相当）に配分する。
- ✓ 変動費は、全額を従量料金に配分する。



- 【水道料金算定要領の原則どおりのパターン】（案A・C）
- ✓ 口径ごとの基本料金は、準備料金を口径ごとの給水能力等に応じて配賦し設定

✓ 従量料金は、水量料金を総給水量で除し設定（1 m³当たりの単価は1 種類のみ）
- 【一般家庭に配慮したパターン】（案B・D）
- ✓ 目的＝**使用者の9割を占める従来の「家庭用」**使用者への影響を緩和するため

✓ 方法＝一般家庭における口径や給水量等の実態を踏まえて、**口径25mm以下の主な使用者を一般家庭と、口径30mm以上の主な使用者を事業者**とそれぞれみなし、料金表を検討

✓ 口径25mm以下の場合、戸建て住宅では口径20mmを標準としていることを踏まえ、**基本料金を原則と比べ一定程度抑制**のうえ**口径13mmと20mmの基本料金を統一**し、**従量料金は給水量の区画に応じた逡増型**を採用

✓ 口径30mm以上の場合、**基本料金を原則と比べ一定程度抑制し、従量料金は逡増型**を採用

●算定要領の原則どおり

口径	基本料金	従量料金
13mm		口径や水量に関わらず 1 m ³ 当たりの単価は 1 種類のみ
20mm		
25mm		
⋮	⋮	
150mm		

●一般家庭に配慮

口径	基本料金	従量料金
13mm	13mmと20mmの 金額を統一	区画に応じた逡増型
20mm		
25mm		
⋮	基本料金の 抑制	区画に応じた逡増型
150mm		

✓ 資産維持率1%で、水道料金算定要領の原則どおりに設定した料金表を案A、一般家庭への影響を緩和した料金表を案Bとする。

●案A：算定要領の原則どおり
（1月当たりの金額 税抜）

メーター 口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ あたり)
13mm	1, 102	105
20mm	2, 085	
25mm	2, 300	
30mm	4, 069	
40mm	8, 021	
50mm	18, 910	
75mm	37, 131	
100mm	59, 147	
150mm	93, 115	
現行		
家庭用	1, 000	22～210
業務用	1, 400	22～309

●案B：一般家庭に配慮
（1月当たりの金額 税抜）

メーター 口径	基本料金	従量料金（1 m ³ あたり）				
		1～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～50m ³	51m ³ ～
13mm	1,260	28	130	146	177	210
20mm						
25mm	1,600					
30mm	3,000					
40mm	6,000					
50mm	14,000					
75mm	27,000					
100mm	44,000					
150mm	72,000					
現行						
家庭用	1,000	22	105	113	140	165～210
業務用	1,400	22	182	182	208	234～309

✓ 資産維持率2%で、水道料金算定要領の原則どおりに設定した料金表を案C、一般家庭への影響を緩和した料金表を案Dとする。

●案C：算定要領の原則どおり
（1月当たりの金額 税抜）

メーター 口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ あたり)
13mm	1, 222	111
20mm	2, 326	
25mm	2, 565	
30mm	4, 551	
40mm	8, 996	
50mm	21, 167	
75mm	41, 650	
100mm	66, 374	
150mm	104, 001	
現行		
家庭用	1, 000	22～210
業務用	1, 400	22～309

●案D：一般家庭に配慮
（1月当たりの金額 税抜）

メーター 口径	基本料金	従量料金（1 m ³ あたり）				
		1～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31～50m ³	51m ³ ～
13mm	1,370	31	141	160	193	224
20mm						
25mm	252				331	
30mm						
40mm						
50mm						
75mm						
100mm						
150mm						
現行						
家庭用	1,000	22	105	113	140	165～210
業務用	1,400	22	182	182	208	234～309

✓ 平均改定率 2 案(26.38%、37.26%)について、水道料金算定要領の原則どおりに設定した料金表と、一般家庭への影響を緩和した料金表の計 4 案を作成した。

(1 月当たりの金額 税抜)

改定案		案A	案B	案C	案D
		改定率 26.38% 算定要領どおり	改定率 26.38% 一般家庭に配慮	改定率 37.26% 算定要領どおり	改定率 37.26% 一般家庭に配慮
総括原価のうち 固定費の額※		約221億円 (69.57%)			
基本料金による 固定費回収率		66.82%	49.71%	68.72%	49.89%
基本 料 金	13mm	1,102円	1,260円	1,222円	1,370円
	20mm	2,085円		2,326円	
	25mm	2,300円	1,600円	2,565円	1,800円
	30mm	4,069円	3,000円	4,551円	3,300円
	40mm	8,021円	6,000円	8,996円	6,500円
	50mm	18,910円	14,000円	21,167円	16,000円
	75mm	37,131円	27,000円	41,650円	29,000円
	100mm	59,147円	44,000円	66,374円	48,000円
	150mm	93,115円	72,000円	104,001円	78,000円
現 行	家庭用	1,000円	基本料金による固定費回収率 45.0%		
	業務用	1,400円			

※固定費は、資産維持費を除く

口径ごとの料金改定影響額

- ✓ 各口径の平均使用量で、料金改定による影響額を試算すると、算定要領の原則どおりに設定した案Aと案Cの場合は、口径13・20mmで改定率が著しく高くなる一方、口径30mm以上では値下げとなる。
- ✓ 一般家庭に配慮した案Bと案Dの場合は、口径ごとの改定率は、平均改定率に比較的近いものとなる。

口径	1月平均 使用水量※1	現行料金 ※2	資産維持率 1 %				資産維持率 2 %			
			案A（原則）		案B（配慮）		案C（原則）		案D（配慮）	
			改定後料金	改定額	改定後料金	改定額	改定後料金	改定額	改定後料金	改定額
13mm	13m ³	1,535	2,467	+932 (60.72%)	1,930	+395 (25.73%)	2,665	+1,130 (73.62%)	2,103	+568 (37.00%)
20mm	20m ³	2,270	4,185	+1,915 (84.36%)	2,840	+570 (25.11%)	4,546	+2,276 (100.26%)	3,090	+820 (36.12%)
25mm	34m ³	3,960	5,870	+1,910 (48.23%)	5,348	+1,388 (35.05%)	6,339	+2,379 (60.08%)	5,892	+1,932 (48.79%)
30mm	81m ³	16,674	12,574	▲4,100 (▲24.59%)	19,959	+3,285 (19.70%)	13,542	▲3,132 (▲18.78%)	21,921	+5,247 (31.47%)
40mm	140m ³	31,480	22,721	▲8,759 (▲27.82%)	41,190	+9,710 (30.84%)	24,536	▲6,944 (▲22.06%)	44,650	+13,170 (41.84%)
50mm	399m ³	106,011	60,805	▲45,206 (▲42.64%)	129,221	+23,210 (21.89%)	65,456	▲40,555 (▲38.26%)	139,879	+33,868 (31.95%)
75mm	527m ³	145,563	92,466	▲53,097 (▲36.48%)	181,773	+36,210 (24.88%)	100,147	▲45,416 (▲31.20%)	195,247	+49,684 (34.13%)
100mm	1,208m ³	355,992	185,987	▲170,005 (▲47.76%)	409,202	+53,210 (14.95%)	200,462	▲155,530 (▲43.69%)	439,658	+83,666 (23.50%)
150mm	1,691m ³	505,239	270,670	▲234,569 (▲46.43%)	586,449	+81,210 (16.07%)	291,702	▲213,537 (▲42.26%)	629,531	+124,292 (24.60%)

※1 令和7年度実績値

※2 13～25mmは家庭用の現行料金、30mm以上は業務用の現行料金

(1月当たりの金額 税抜)

モデルケースによる影響額（一般家庭）

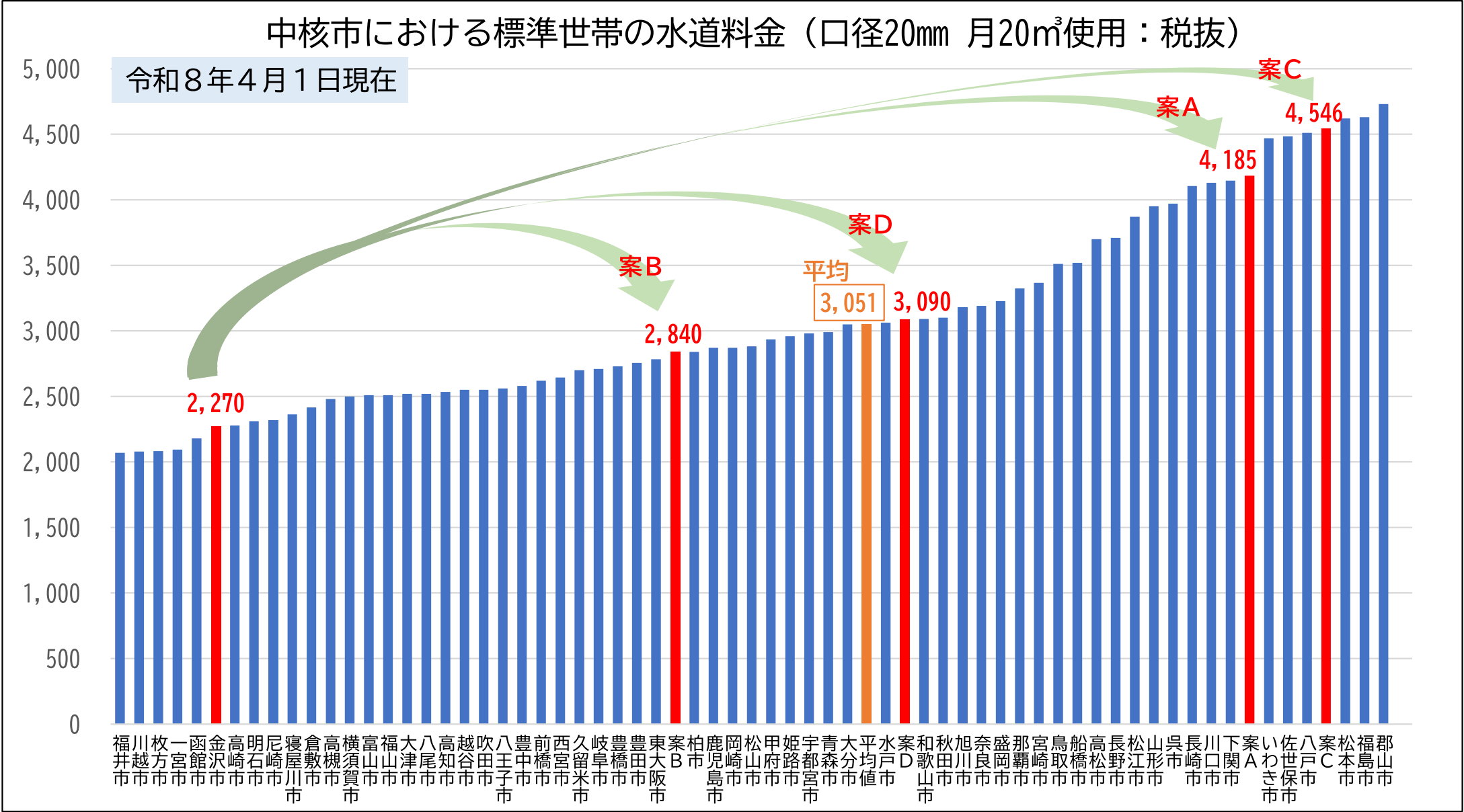
26

- ✓ 算定要領の原則どおりに設定した案Aと案Cの場合、家庭用の水道料金は、1か月で1,666～2,276円の値上げとなり、2倍を超える改定率となる。
- ✓ 一般家庭に配慮した案Bと案Dの場合、単身世帯（月7m³）では302円～433円、2人世帯（月14m³）では420円～604円、標準世帯（月20m³）では570円～820円の値上げとなり、いずれも平均改定率と同程度の改定率となる。

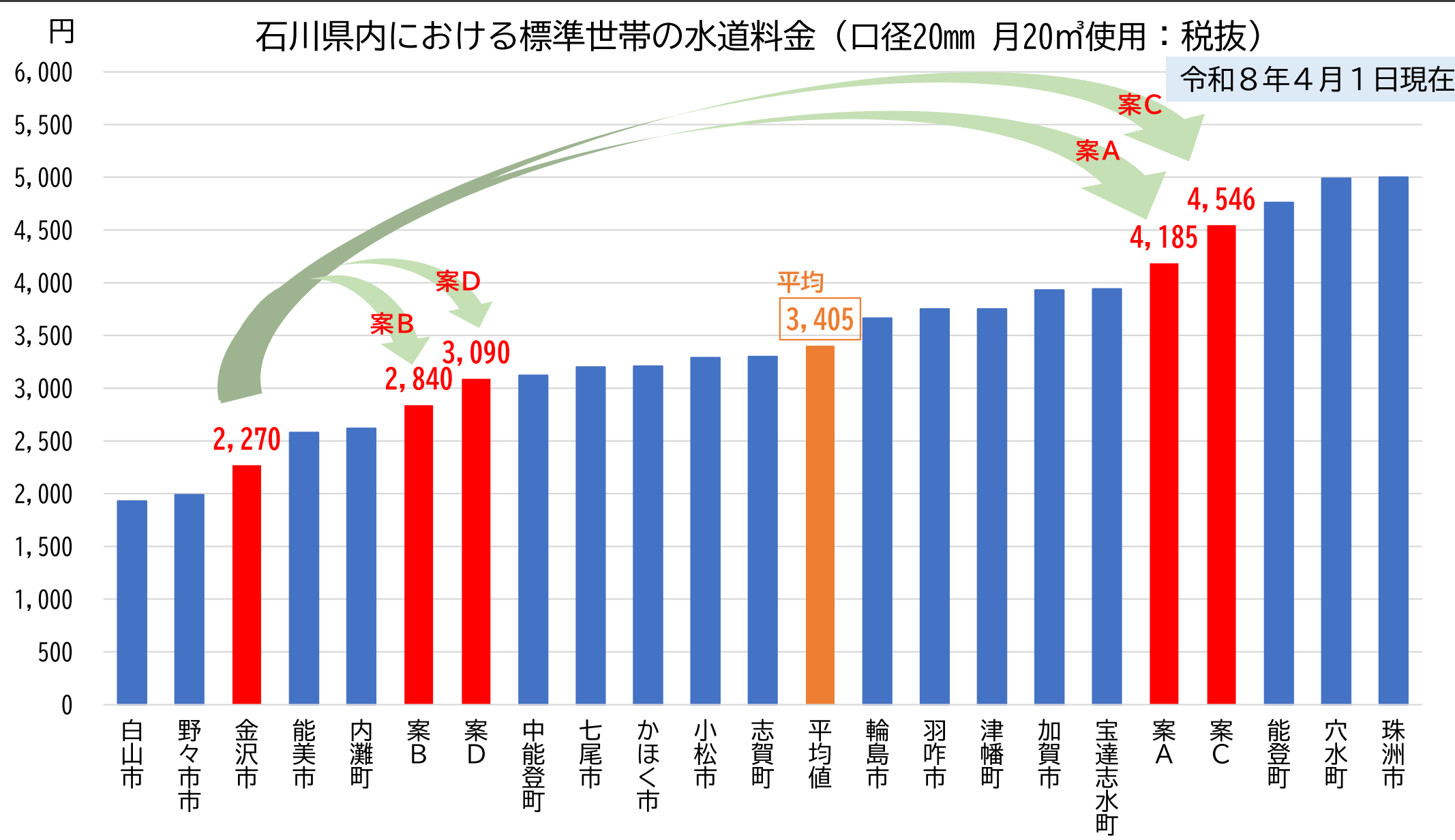
（1月当たりの金額 税抜）

	現行料金		案A 1% 算定要領	案B 1% 家庭配慮	案C 2% 算定要領	案D 2% 家庭配慮
単身世帯 20mm・7m ³ /月	1,154円	改定後料金	2,820円	1,456円	3,103円	1,587円
		改定額	1,666円	302円	1,949円	433円
		改定率	144.37%	26.17%	168.89%	37.52%
2人世帯 20mm・14m ³ /月	1,640円	改定後料金	3,555円	2,060円	3,880円	2,244円
		改定額	1,915円	420円	2,240円	604円
		改定率	116.77%	25.61%	136.59%	36.83%
標準世帯 20mm・20m ³ /月	2,270円	改定後料金	4,185円	2,840円	4,546円	3,090円
		改定額	1,915円	570円	2,276円	820円
		改定率	84.36%	25.11%	100.26%	36.12%

✓ 標準世帯の水道料金は、案Bは中核市平均値よりも低いままであるが、案A、案C及び案Dは中核市平均値よりも高くなる。



✓ 標準世帯の水道料金は、案B及び案Dは県内平均値よりも低いままであるが、案A及び案Cは県内平均値よりも高くなる。



新料金表（公衆浴場用等）

29

- ✓ 公衆浴場用等については、公衆衛生の観点や使用態様が臨時的なことから引き続き用途別料金体系を採用し、現行料金に平均改定率を乗じた額により新料金表を設定する。
- ✓ なお、特殊用は廃止し、一般用の料金表を適用する。

●公衆浴場用

料金区分		現行料金	案A・案B	案C・案D
基本料金	0～100m ³	1,918円	2,424円	2,632円
従量料金(1m ³ につき)	101m ³ ～	33円	42円	45円

●船舶用

料金区分		現行料金	案A・案B	案C・案D
基本料金		—	—	—
従量料金(1m ³ につき)		220円	278円	302円

●消火演習用

料金区分		現行料金	案A・案B	案C・案D
放水時間10分までごとに		880円	1,110円	1,210円

料金改定案の比較（まとめ）

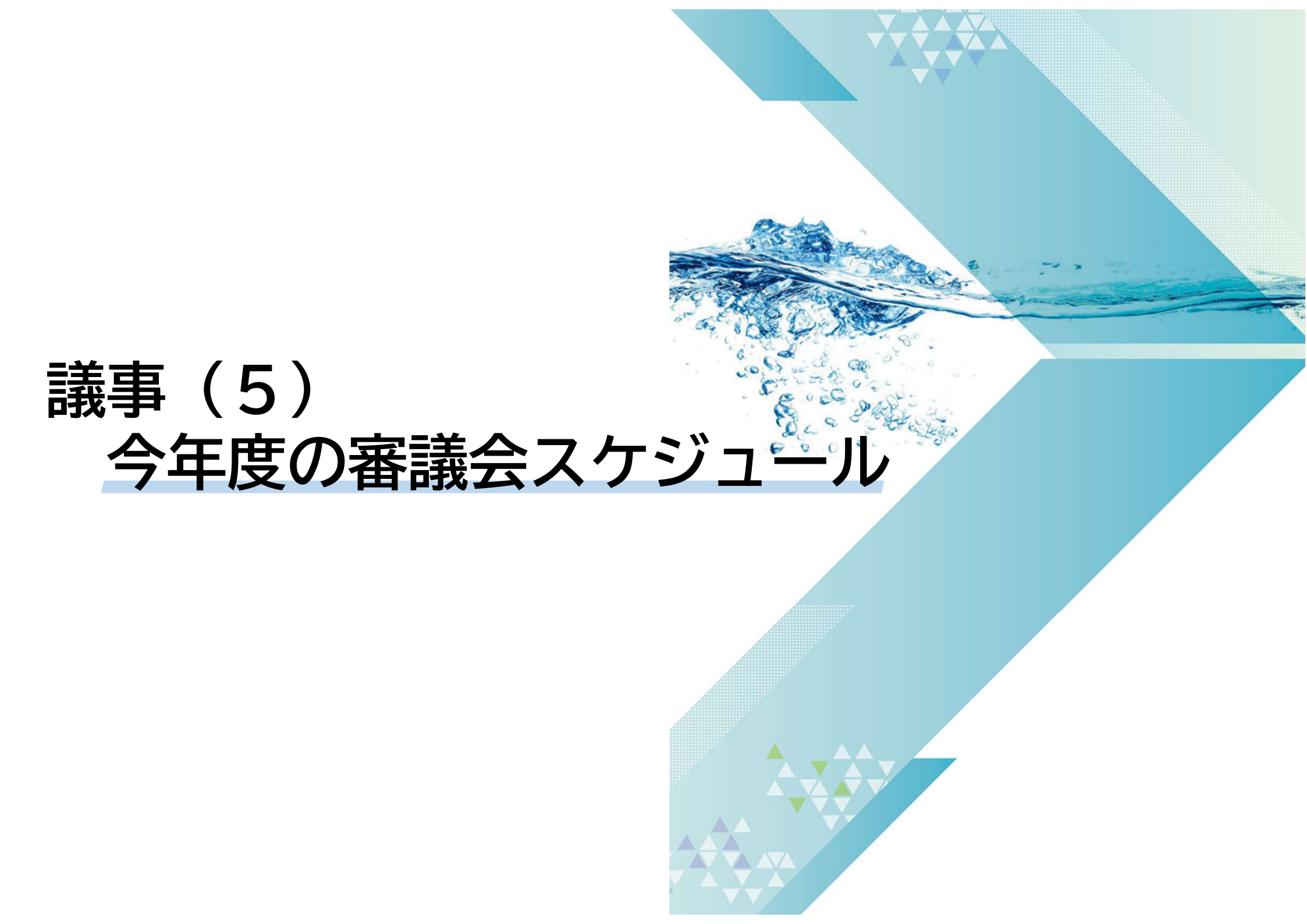
- ✓ 経営の安定性の面では、水道料金算定要領の原則どおりに料金表を設定した案Aと案C並びに改定率の高い案Dが優れている。
- ✓ 使用者影響への面では、改定率の低い案Bが優れている。

改定案	案A	案B	案C	案D
	改定率 26.38% 算定要領どおり	改定率 26.38% 一般家庭に配慮	改定率 37.26% 算定要領どおり	改定率 37.26% 一般家庭に配慮
経営の安定性	◎	○	◎	◎
基本料金による 固定費回収率 (現行45.0%)	◎ 66.82%	○ 49.71%	◎ 68.72%	○ 49.89%
中長期的な 経営改善効果	○ R15以降赤字	○ R15以降赤字	◎ R18まで黒字確保	◎ R18まで黒字確保
使用者への影響	×	○	×	△
口径ごとにみた改定率の ばらつきの少なさ (平均使用量での比較)	×	○	×	○
	30mm以上で値下げ	比較的少ない	30mm以上で値下げ	比較的少ない
標準世帯の料金 (中核市平均との比較)	×	○	×	△
	著しく高い	低い	著しく高い	若干高い

議事（４） 答申書素案



- ✓ 管理者の諮問「持続可能な事業運営」と「適正な料金水準」に対して、審議会で審議した内容を集約し、答申書として取り纏める。
- ✓ 答申に基づき、本市としての最終的な判断を行うことになる。



議事（５） 今年度の審議会スケジュール

今年度の審議会スケジュール

34

- ✓ 令和8年度は、5回開催予定。
- ✓ 第4回に諮問事項に対する答申をいただく予定。
- ✓ 経営戦略の改定は、第4回に骨子案を提示し、パブリックコメントを実施した後、第5回に最終案を提示予定。

開催月	審議内容
8月4日 審議済	第1回 ・企業局経営戦略2022の取組状況 ・これまでに実施した経営効率化策 ・令和7年度決算等を踏まえて見直した財政計画 ・諮問 持続可能な水道事業運営と適正な料金水準について ・水道事業における課題、水道の料金制度
9月24日 審議済	第2回 ・投資計画 ・財政計画 ・総括原価 ・平均改定率
10月27日 今回	第3回 ・料金体系 ・答申素案
11月24日	第4回 ・答申 ・経営戦略改定（事業別アクションプラン）（骨子案）
2月下旬	第5回 ・経営戦略改定（事業別アクションプラン）（最終案）

参考資料



- ✓ 水道料金は、総括原価を経費の性質ごとに需要家費、固定費及び変動費に分解する。
- ✓ 需要家費は準備料金、固定費は準備料金と水量料金、変動費は、水量料金にそれぞれ配分する。
- ✓ 準備料金は一定の基準により基本料金へ、水量料金は従量料金へ各々配賦する。

総括原価の分解・配賦のイメージ

